

## 会 議 録

審議会等の名称	令和元年第11回教育委員会（定例会）
開催日時	令和元年8月27日（火）14:00～15:28
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	宮原教育長職務代理者、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	藤本教育長
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、佐内社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	<p>議 案</p> <p>（1）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について</p> <p>（2）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（平成30年度教育費決算の概要について）</p> <p>（3）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（山口市立小中学校校務用コンピュータ等の取得について）</p> <p>（4）令和2年度使用一般図書の採択について</p> <p>報告事項</p> <p>（1）社会教育委員会議の協議内容について</p> <p>協議事項</p> <p>（1）山口市立学校の部活動方針（素案）について</p> <p>（2）山口市成人式について</p>
	<p>宮原教育長 職務代理者 ただいまから、令和元年第11回教育委員会定例会を開会いたします。本日は、藤本教育長が御欠席でございますので、教育長に代わり、教育長職務代理者でございます私が議事の進行をさせていただきます。</p> <p>会議録の署名につきましては、佐藤委員さんと横山委員さんをお願いいたします。</p> <p>本日は、議案4件、報告事項1件、協議事項2件となっております。それでは、まず、これらの公開・非公開を確認いたします。</p> <p>議案第1号、第2号及び第3号につきましては、市議会に上程する案件、また、議案第4号につきましては、図書の採択に関する案件でございますので非公開にしたいと思っております。加えて、協議第1号及び第2号につきましては、意思形成過程の議論になりますことから非公開にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>

非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号、第2号、第3号及び第4号並びに協議第1号及び第2号については「山口市教育委員会会議規則第9条」に基づき、秘密会により審議いたします。

本日は、審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。

それでは、報告第1号の「社会教育委員会議の協議内容について」、事務局から説明をお願いします。

佐内社会教育課長

報告第1号の社会教育委員会議の協議内容について御報告をいたします。議案資料①の27、28ページをお開き下さい。現在の任期では、第3回目となります社会教育委員会議を8月2日、小郡地域交流センターにおいて、委員12名の御出席のもと開催をいたしたところでございます。

まず、協議に先立ちまして、4月の山口県の人事異動に伴いまして、山口市立中学校長会から推薦をいただきました阿東東中学校校長の山本優様を新たに社会教育委員とすることから、当日、新議員の御紹介をいたしたところでございます。

続く協議におきましては、社会教育委員会議の今後の進め方について、テーマを設定して議論を深め、意見集約や提言等へつなげていくため、ここ数年の社会教育をとりまく環境の変化について、事務局から説明をさせていただいたところでございます。具体的には、新学習指導要領に、社会に開かれた教育課程の考え方が示されるとともに、社会教育法が改正され、地域全体で子どもたちの学びと成長を支える地域学校共同活動が位置づけられたこと。また、国の第3期教育振興基本計画に、「人々の暮らしの向上と、社会の持続的発展のための学びの推進」が教育政策の目標の1つに据えられ、中央教育審議会による答申に、人口減少時代に新しい地域作りに向けた社会教育の振興方策についてでは、「開かれ、つながる社会教育の実現」という新たな社会教育の方向性が言及されております。こうした学校教育や地域社会、地域作りにおける社会教育の関わりの必要性や期待感が改めて示されているという説明を踏まえ、今期の社会教育委員会議で取り組んでみたいと思うテーマについて、ご意見をいただいたところでございます。委員からは、「社会教育が何をすべきであるかということ、まずは、山口市の課題は何かということ把握することではないだろうか。」、「社会教育は身近なところから始まる1つ1つの積み重ねであるが、1人1人が自己中心的になっている現状である。」、「大人を教える場として、地域交流センターがもっと前面に出るべきではないか。」、「社会の常識を学校の常識にすることが開かれた

	<p>教育課程ではないか。」という御意見をいただいたところでございます。</p> <p>会議後には、欠席委員さんも含めまして、記述形式で御意見や考えを御提出いただいております。今後、議長、副議長と事務局とで検討の上、次回の会議においてテーマをお示し、議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>なお、会議当日には本市成人式に関しましても、御意見を伺ったところでございますが、具体的な内容につきましては、協議第2号でご説明をさせていただきたいと存じます。</p> <p>報告第1号については、以上でございます。</p>
<p>宮原教育長 職務代理者</p>	<p>報告第1号について、意見や質問等はございませんか。</p> <p>意見等がございませんので、これより秘密会といたします。</p> <p>傍聴者は、御退出願います。</p> <p>それでは、議案に移ります。</p> <p>議案第1号の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>吉村教育部 次長</p>	<p>議案第1号について説明いたします。</p> <p>資料①の議案でございますが、1ページでございます。「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、議会に提出することにつきまして、報告するものでございます。報告書案につきましては資料Aを御覧ください。この報告書案につきましては、7月の定例会におきまして、スプリングレビューとして事務局が行いました事務の点検評価について説明をさせていただくとともに、報告書案についての有識者の意見の概要をお示しいたし、御協議をいただいたところでございます。その際、委員の皆様や外部有識者の方から、成果指標のあり方や指標の捉え方などについて御意見をいただいております。課題もございましたが、全体的には御理解をいただけたものと考えております。その後、事務局におきまして、最終報告案として整備いたしましたものを、この度お示しいたしたところでございます。</p> <p>このうち42ページの基本事業、02-02-07「図書館サービスの充実」に関する指標1の評価につきまして、後半部分でございますが、「今後の図書貸し出し数の増加を図っていくこと」を「今後も幅広い資料を計画的に購入し、新鮮な資料を提供していくこと」といった形に変更いたしております。これは図書貸出点数の内容を少し具体化したもので、以前よりは、御理解いただきやすい表現になったものと考えております。また、指標のグラフが、目標値よりも低下しているのに目標達成度は高い、といった理解がしづらい指標について、なんらかの表示をする等、分かりやすい表現が出来ないのだろうかという御意見をいただいたところでございます。この点につきましては、担当部署である総合政策部と</p>

	<p>協議をいたしました。システム改修等がどうしても必要になるので、そのカスタマイズの内容に対する検討時間が必要だということやそれ相応の経費負担ということを見ると、改修は厳しいということでした。表の見方等につきましては、以前も御説明を差し上げましたが、今後公表することになります「主要な施策の成果報告書」の中で記述しておりますし、これらを踏まえて丁寧な説明をお願いしたいということの助言もいたしているところでございます。御指摘の点については今後の課題ということになりますが、御理解をいただければと存じます。</p> <p>その他の掲載内容については、数値など若干の修正がございましたけれども、抜本的な変更点はございませんので説明は省略させていただきたいと存じます。</p> <p>議案第1号についての説明は以上でございます。</p>
<p>宮原教育長 職務代理者</p>	<p>議案第1号について、意見や質問等がございますか。</p> <p>意見や質問等がないようなので、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>吉村教育部 次長</p>	<p>議案第2号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」説明をさせていただきます。</p> <p>議案資料①を御覧ください。5ページからが議案第2号に関するものでございます。このうち4ページから9ページが山口市の一般会計歳入歳出決算に関わるものでございまして、10ページから19ページが財産に関わる調書となっております。この決算のうち、教育費に関する部分について、教育委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>はじめに、山口市一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。教育費の歳入歳出決算につきましては、関連予算とあわせまして、議案参考資料②にまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきます。</p> <p>1ページを御覧ください。一般会計歳入歳出決算のうち、教育委員会事務局全体の歳出の状況についてお示ししております。平成30年度の予算現額は、当初予算額に前年度からの繰越額、補正予算額を加え、9億8038万4千円でございます。これに対し支出済み額は、4億5335万9822円、執行率は49.4パーセントになっておりますが、このうち翌年度に繰り越した4億5838万6488円を除く執行率は90.3パーセントでございます。不用額は4億8845万769</p>

0円となっております。また、平成30年度の支出済み額を平成29年度の支出済み額44億8132万825円と比較いたしますと、5221万8997円の増となっております。

これらの内訳でございますが、本日追加で配布させていただいた議案参考資料②の支出額内訳を御覧いただきたいと存じます。それぞれ増減はございますが、主なものを申し上げます。

まず、増につきましては、中学校費が約4億円、社会教育費が約1億千万円でございます。また、減につきましては、生涯学習施設費の約1億6千万円、小学校費の4億7千万円などがございまして、これらの増減などにより、5221万8997円の増となっております。

なお、市長部局所管の総務費につきましては、企画費として、新たに252万2356円増としておりますが、これは大学連携に関する予算でございまして、予算編成当時の市町部局の所管が、「ふるさと創生部、創生推進課」というのがございました、これが組織改変により消滅いたしまして、平成30年度当初予算の中では、総合政策部が一旦所管しておりましたものの、教育委員会の所管が相応しいとして、年度途中に社会教育課に予算の配当が行われたことにより、新たに平成30年度分の執行状況をこの度、お示したところでございます。

一方で総務費の生涯学習振興費及び生涯学習施設費につきましては、平成30年度当初から、既に教育委員会の方に移管されておまして、これら執行分については、便宜上平成29年度執行分も含め、社会教育課の所管分として、教育費の社会教育費に含めて計上しております事を申し添えます。

次に支出済み額の主なものについて、前年度の比較による増減について説明いたします。

まず、総務費につきましては、先程申し上げたとおりでございます。

次に教育費のうち、小学校費約4億7千万円の減につきましては、平成29年度は、平成28年度秋及び年度末の国の補正予算に伴い実施いたしましたLAN整備工事、トイレの洋式化及び吊り天井撤去工事に関する繰越予算が約8億円ございましたけども、平成30年度は平成29年度末の国の補正予算に伴う、吊り天井撤去工事に関する繰越予算が2億円となったことに伴い、工事費約5億7千万円が減となっております。また、小学校へのタブレット端末や校務用及び教育用パソコンの導入、デジタル教科書の新規導入などによる約7千600万円の増、学校図書館システムの更新に伴う1700万円の増、道徳の教科化に伴う教科書、指導書等の購入やALTの導入など790万円の増のほか、要・準要保護児童就学援助費、約1300万円の減であったことが要因でございます。

次に中学校費、約4億円の増につきましては、プールリフレッシュ工



事、吊り天井撤去に関する工事費、約4億1千万円の増でございます。電子黒板などの導入や、校務用及び教育用パソコンの更新等に約1千7百万円の増、学校図書館管理システムの更新及び学校司書の増員による890万円の増、部活指導員及び日本語指導補助員の新設等に伴う500万円の増のほか、学校災害共済給付金2800万円の減や、要・準要保護児童就学援助費、約2000万円の減などにより増となったものでございます。

次に社会教育費約1億1千万円の増につきましては、秋穂、徳地、阿東の各地域交流センターで実質的な管理を行っております施設、大海総合センター、徳地文化ホール、三谷ふれあいセンターの予算移管を令和元年度の当初予算から実施しております。これに対応する形で対象経費約3500万円を減しておりますものの、大内氏遺跡築山跡の土地の取得、約8000万円や、名田島南蛮樋の浚渫工事、約4000万円の増などにより、最終的に増になったものでございます。

次に議案参考資料②の2ページを御覧ください。ここからは平成30年度の教育委員会関連予算の決算額について、項目別に所属ごとの内訳をお示ししております。このうち主な執行业務について説明いたしますが、右から2列目の繰越を除く執行率が90パーセント未満で、かつ一番右の列の不用額が100万円を超えるもの、また、職員人件費や各所属の所管分を除いたものについて説明させていただきます。

まず、2ページの10教育費、1教育総務費、3事務局費の学校教育課所管分につきましては、支出済額が5958万4927円で、執行率は89.2パーセント、不用額は682万8283円となっております。これは、全国大会出場補助金や地域連携アシスタント謝礼金、YCAM連携事業におけるバス借上料が、当初の見込みを下回ったということが主な要因でございます。

次に2小学校費、3学校建設費の教育施設管理課所管分につきましては、支出済み額が6億6229万4378円で、執行率は79.4パーセント、不用額は1億7324万8622円となっております。これは小郡南小校舎の増改築事業や大歳小のプール改修事業、大海小及び仁保小プールのリフレッシュ工事、これはプールサイドの補修やプール層の塗装などがございます。その他、LAN整備工事など長寿命化事業のほか、吊り天井の撤去など安心安全推進事業の工事費などの入札減等が主な要因となっております。

次に3中学校費、1学校管理費の教育施設管理課所管分につきましては、支出済み額1億653万8404円、執行率は88.9パーセント、不用額は1328万1596円となっております。これは学校施設の維持管理にかかる工事費などの入札減等が主な要因でございます。同じく学校教育課所管分につきましては、5千万219円で、執行率は85.

4パーセント、不用額854万3780円となっております。これはAEDのリース契約期間満了に伴い実施した入札減でございますとか、学校災害共済給付金の交付が当初の見込みを下回ったことが要因となっております。

次に3学校建設費の教育施設管理課所管分につきましては、支出済み額が6億5185万4904円、執行率は80.7パーセントで、不用額は1億5053万5096円となっております。これは教育支援センター、白石中学校の分教室ですが、こちらの増改築事業やトイレの洋式化、プールのリフレッシュ工事、グラウンド整備工事などの長寿命化事業、吊り天井の撤去など、安心安全推進事業の工事費などの入札減が主な要因となっております。

次に3ページでございます。5社会教育費、6文化財施設費の文化財保護課所管分につきましては、支出済み額が5919万1086円、執行率は83.5パーセント、不用額は1173万5826円となっております。これは歴史民俗資料館及び小郡文化資料館のブロック塀の改修工事に伴う入札減が主な要因となっております。次に3ページの一番下の11災害復旧費、3文教施設災害復旧費、1公立学校施設災害復旧費のうち、教育施設管理課所管分につきましては、執行はございませんでした。これは対象となる事案が発生しなかったということでございます。

続きまして、資料①の10ページでございます。財産に関する調書でございますが、このうち教育委員会に関するものにつきまして御説明いたします。はじめに10ページ上側の表でございます。この表は公有財産うち、(1)の土地及び建物についてお示ししているものでございます。この中で、教育委員会に関係するものは、公共用財産の学校がでございます。このうち土地につきましては、平成30年度に2575平方メートルの減、年度末現在高は106万1330.64平方メートルとなっております。この土地の増減の内容につきましては、旧柚野中学校土地のうち、県道柿木山口線単独道路改良に伴う地籍更正による591.5平方メートルの増と、同じく本件道路改良に伴う、山口県への土地の売却及び寄付による3166.5平米の減、これらの差し引きにより2575平方メートルの減となっております。

次に建物につきましては、30年度中に木造が27平方メートルの減、また、非木造は449.39平方メートルの増としております。木造の減につきましては、大歳小学校プール増改築工事に伴う、旧更衣室の解体による27平方メートルの減でございます。非木造につきましては、大歳小学校プール増改築工事に伴う、新しいプールの付属棟工事による165.39平方メートル、嘉川小学校屋内運動場トイレ増築工事による9.99平方メートル、小郡南小学校校舎増築工事による284.01平方メートルの増と、大歳小学校プール増改築工事に伴う、控え室の解体

による10平方メートルの減、これらの差し引きにより、449.39平方メートルの増となったものでございます。

続きまして、13ページでございます。(7)出資による権利についてでございます。この中で教育委員会が関係しているものは、上から12番目、ページの中ほどでございますが、山口県教育会に対する出捐金がございます。これに関しては30年度中の増減はなく、年度末、現在高は403万1千円でございます。

続きまして17ページでございます。上から3番目の(15)山口市文化財保護基金についてでございます。これは文化財の保護管理及び修理に要する経費の財源として充てるもので、30年度中に基金の利息、297円の積み立てにより、年度末現在高は297万1349円となっております。

続きまして20ページを御覧ください。下の表ですが、(26)山口市奨学基金についてでございます。貸付金につきましては、平成30年度中に69万5千円の増、年度末現在高は2440万5千円、また、現金は30年度で、8万9千円の減少をいたしまして、年度末現在高は、6985万2294円となっております。

議案第2号についての説明は以上でございます。

宮原教育長  
職務代理者

議案第2号について、意見や質問等はございませんか。

意見や質問等がないようなので、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第3号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。

重枝学校教  
育課長

議案第3号、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、山口市立小中学校校務用コンピュータ等の取得について御説明いたします。

資料①議案集の22ページをお開きください。去る7月3日に条件付き一般競争入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、その請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。取得価格6413万円、取得先は、山口市駅通り一丁目7番14号、山口視聴覚機器株式会社、代表取締役、河部秀幸でございます。本案件は、山口市立小中学校教職員が校務に使用しているウィンドウズ7を搭載しているコンピュータが、令和2年1月14日をもってマイクロソフト社によるサポート期限を迎えるため、最新のウィンドウズ10を搭載しているコンピュータに機器更新を行うものでございます。



	以上で議案第3号の説明を終わります。御審議をお願いいたします。
宮原教育長 職務代理者	議案第2号について、意見や質問等はありませんか。
竹内委員	何台のコンピュータを導入するのですか。
重枝学校教 育課長	導入台数につきましては、小学校390台、中学校210台、合計600台でございます。
横山委員	廃棄するウィンドウズ7のパソコンは、どういう方法で廃棄されるのでしょうか。
重枝学校教 育課長	廃棄につきましては、中身を物理的に全てクリーンにして行うこととしておりますが、その辺りの費用については、今後検討していくところでございます。
山本委員	これは600台で終了ですか。
重枝学校教 育課長	ウィンドウズ7について、校務用コンピュータはこれで全て終わりますが、教育用コンピュータについては、今後、年度内に更新を行う予定といたしております。
宮原教育長 職務代理者	<p>それでは、議案第3号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号の「令和2年度使用一般図書の採択について」、事務局から説明をお願いします。</p>
重枝学校教 育課長	<p>議案第4号、令和2年度使用一般図書の採択について御説明いたします。</p> <p>はじめに資料①議案集の24ページから26ページまでが、学校から申請の上がりました教科用図書、一般図書の一覧を上げてありますが、本日お配りしております資料に差し替えをお願いいたします。</p> <p>この度の採択につきましては、特別支援学級において、特別の教育課程を編成し、検定教科書を使用するよりも、他の図書を使用した方が適切であると判断される児童生徒に対する一般図書の採択でございます。</p> <p>学校教育法附則第9条に特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、文部科学大臣の定めるところにより、検定教科書並びに文部科学省が著作の名義を有する教科書以外の教科用図書を使用することが出来るという規定がございまして、各学校において、児童生徒の状況により、一般図書の調査研究がなされ申請されたものでございます。</p> <p>本日配布しております、資料Bの1ページをお開きください。一番上にごございます宮野小学校を例にとりますと、ある児童について国語の検</p>

	<p>定教科書を使うよりも、一般図書名という欄に掲載しております図書を使用の方が適切であると判断し、学校が理由を付して申請してきたものでございます。これら一覧にございます申請図書につきまして、学校教育課内で検討委員会を設置し、協議した結果、採択案として、本日の教育委員会会議の議案として挙げさせていただいたところでございます。</p> <p>なお、御審議をお願いするところではございますけれども、最終的に特別支援学級の特別の教育課程を編成するお子さんにつきましては、途中での措置替えや、来年度に向けてまた学級が替わるなど、また、この一般図書を業者に注文しても、業者の方が数を用意出来ずに変更を依頼されるというようなこともございまして、現時点では、これで採択をお願いしたいところでございますけれども、この後若干の変更が出た場合には、事務局の方で調整をさせていただくということも踏まえまして、御審議をお願い出来たらと考えております。よろしくお願いたします。</p>
<p>宮原教育長 職務代理者</p>	<p>議案第4号について、意見や質問等はございませんか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ボランティア団体の拡大図書というのは、ボランティア団体が作成したものだということが見て取れるのですが、それ以外の一般図書名で出ている拡大図書はどこが作っているのでしょうか。</p>
<p>重枝学校教育課長</p>	<p>例えば3ページの上から5番目に、東京書籍拡大図書道徳4【26P】というのがございますが、これであれば、東京書籍が自社の教科書を拡大教科書版に作成をしているというものでございます。残りについては、ボランティア団体が、その教科書を基に、拡大をして、整理をしたものでございます。</p> <p>なお、教科書会社によっては、26ポイントや22ポイントといった具合に、ポイント数を選べるものがございます。</p>
<p>宮原教育長 職務代理者</p>	<p>私からも確認をしたいのですが、この教科用図書は、それぞれの学校が子どもの状況に応じて、図書を選んで申請をするという流れになるのですか。</p>
<p>重枝学校教育課長</p>	<p>基本的には検定教科書を使うことが前提ではございますけれども、それよりも、この一般図書の方が適切であると判断された場合には、委員がおっしゃった通りの流れになります。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>今のことに関連するのですが、これは令和2年度に在学するものといえますか、来年度入学されるお子さんのことを想定しながら、各学校の単位で選定するというのでしょうか。</p>
<p>重枝学校教育課長</p>	<p>委員がおっしゃった通りでございます。在籍している児童生徒につきましては、翌年度の状況を考えながら、選定することが出来ますけれども、国への申請期限がございますので、新たに小学校に入学する児童につきましては、幼稚園や保育園との情報共有に努めるなかで、状況を判断し</p>

	<p>ながら取り組んでいる状況でございます。</p>
	<p>宮原教育長 ありがとうございます。</p> <p>職務代理者 それでは、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、協議事項に移ります。</p> <p>協議第1号の山口市立学校の部活動方針(素案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>重枝学校教育課長 本日配布させていただきました、資料Cと記した1枚ものとクリップ止めをした部活動方針(素案)というものをお配りしておりますが、基本的には、1枚ものの資料で流れを説明させていただきます。</p> <p>まず、趣旨でございますが、部活動方針(素案)につきましては、2行目でございます、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮すること、そして3行目の半分から終わりにございます、部活動の意義や目的を実現するための体制の整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定することとしております。</p> <p>次に、経緯でございます。平成29年3月に、山口県教育委員会から通知がございまして、点線の四角囲みのところでございますが、週1日以上以上の休養日を設定する。月に1回以上は、土・日の休養日を設定する。活動時間は、平日は3時間以内、土・日は4時間以内とする。これらを基準にして、平成29年4月から運用を開始しております。その後、平成30年3月、スポーツ庁が運動部のガイドライン、また、平成30年12月には文化庁が、文化部のガイドラインを策定いたしましたところでございます。これらを受けまして、平成31年3月に、山口県教育委員会が運動部の方針を策定されたところでございますが、本市学校教育課といたしましては、運動部だけではなく、文化部の方針が県から示されてから、全ての部活動に対しての方針を示そうということで、文化部の動きを注視してきたところでございます。</p> <p>令和元年5月、文化部活動の在り方に関する県の方針案が示されたところでございまして、それを受けまして、運動部と文化部を合わせた方針を検討すると同時に、中学校体育連盟の山口支部長、文化連盟の支部長、山口市小中校長会長、PTA連合会の関係者などに、意見をお伺いいたしまして、本素案を作成いたしましたところでございます。</p> <p>また、令和元年8月には、県が文化部の方針を正式に出されましたので、本定例会において、この素案に関する委員の皆様の見解をお伺いいたしまして、修正を加えたものを、次回の9月の教育委員会定例会に議</p>

案として提出し、10月には、各学校に通知してまいりたいと考えております。

なお、本日、皆様に御意見をいただきまして、案として策定いたしましたものにつきましては、関係団体等にも意見を伺いながら修正を加えていきたいと考えているところでございます。

ほとんどは国、県の方針を受けての策定でございますが、方針の概要のところでございますように、学期中は週2日以上、長期休業中も学期中に準ずる。ある程度の期間、休養日を長く設定する。そして時間については、平日2時間程度、休日は3時間程度という時間にしております。

県と大きく違うところは、その下に矢印で示しておりますが、小学校段階においても、中学校の部活動と同じようにということで、吹奏楽や合唱といった文化部についてもある程度の歯止めをかけていこうというものでございます。

それでは、今の小学校の部分と文化部の部分について、御説明をいたします。

1ページ、策定の趣旨の一番下、なお書きのところでございます。なお、小学校段階においても、中学校の部活動と同じように休養日等を設定するというを入れております。

次に、3ページでございます。4合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組の中に、県は、運動部と文化部が、別々の冊子が出来ておりますけれども、山口市といたしましては、(1)のイにございますように、運動部の顧問は、というところと、文化部の顧問は、というところで策定をしております。

これらにつきましては、本日、御意見をいただいても結構ですし、後日、9月の第1週目ぐらいまでに、学校教育課に御意見をいただいても結構です。お気づきの点がございましたら、お知らせくださいますようお願いいたします。

宮原教育長  
職務代理者

それでは、協議第1号について、今御覧いただいた中で、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

佐々木委員

方針概要のところの、平日に1日以上解釈です。平日に1日以上として、土日に1日以上ですので、そうすると逆に、土日のいずれかに練習に行くという方向に向かう可能性があって、それはそれで構わないのですが、平日に休まずに、土日に連続して休んで、十分な休養を取るということは、見えてきませんし、イレギュラーな感じにも考えられるのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

重枝学校教育課長

3ページ「5適切な休養日等の設定」の(1)のア、学期中は、部活動ごとに週当たり2日以上休養日を設ける。2日以上は絶対に設けましょうと。そのうち、少なくとも平日1日以上、土日1日以上を休養日とする。例えば、平日の水曜日に休みを取って、土日の2日とも休んで、

	週に3日休むということも、それは良いこととさせていただきます。あくまで、2日以上のお休日を設けるということとさせていただきます、そこを学校が判断していくということになるものとさせていただきます。
佐々木委員	質問の趣旨といたしましては、週のお休みを土日の2日のみということにすると、この方針に反しているということになりはしないかと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。
重枝学校教育課長	週のお5日間を5連続で練習するというのは、「なし」という考え方でさせていただきます。
佐藤委員	以前、国がこういう方針を示した時に、自主練習はどうなるのか、練習試合、公式戦の場合など、例外が多かったと思います。ここにそういった記載がないということは、例えば大会の時とか、そういうところはどこかに振り替えるというような決まりになっていないと、その後どうなるのでしょうか。
重枝学校教育課長	4ページでございます。あくまで基本線でございますけれども、一番上のところに「週末に練習試合や大会参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り返る」というような場合もございますし、その下の(2)のウのところ、運動部は中学校体育連盟、文化部は中学校文化連盟、これらがやるコンクールには参加する訳ですけども、その前については、土日を含めて集中的に練習することもございます。それらのことを踏まえながら、ただし、延長した活動については、その分、どこかに休養日を充てて、きちんと休みを確保しましょうというところを示しております。 自主練習につきましては、様々な案を示した段階で、抜け道を考える部分もございますが、あくまで部活動についての規定をしたということで、「自主練習」ということを学校の教員が言えば、それは部活動となりますし、教員がいないところでの活動で、もしも事故が起きた時には、そこは管理責任を問われる部分ともなりかねませんので、その辺りについては適切な対応を行っていくよう、指導してまいりたいと考えております。
佐藤委員	適切な指導に関してよくあるのが、それをやったこと＝レギュラーが保障されていたりとか、土日の練習試合は自由参加ですよという名目が見られるのですが、結果的には行かざるを得ないというようなことがあり、目には見えないプレッシャーがあったりするのでは、そこをきちんと示してもらえると保護者としても嬉しいというふうに思います。
宮原教育長職務代理者	この件につきましては、9月の第1週までに、ご意見やご質問等を個別に、学校教育課に問い合わせただけだと思います。 続きまして、協議第2号の「山口市成人式について」事務局から説明をお願いいたします。
佐内社会教	協議第2号「山口市成人式について」御説明いたします。



育課長

議案資料①では、30ページになりますが、誠に申し訳ございませんが、本日お配りさせていただいております、資料Dに基づいて御説明をさせていただきたいと存じます。

成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正が、平成30年6月20日に公布され、令和4年4月1日に施行されることとなります。こうした中、成人式の実施につきましては、法律による規定がなく、各地方自治体が主体となって、企画・実施しているところでございますが、改正民法施行の令和4年度の成人式について、対象年齢、そして実施時期をどうするかといったことが、全国的に課題となっているところでございます。

対象年齢に関しましては、令和4年4月1日時点で、18歳以上、20歳未満の方が、その日に成年に達するということになりまして、令和4年度の成人式の対象者が3学年分に及ぶという課題がございます。また、実施時期に関しましては、現状では国民の祝日である「成人の日」の1月に成人式を実施する自治体が多い中、18歳は進学や就職といった、人生の中でも重要な進路選択をする年齢でございまして、非常に多忙な時期という課題がございます。

このため国は、資料Dの1ページに記載しておりますとおり、各地方自治体における、検討に資するための情報提供を行う組織を立ち上げ、成人式の対象年齢や、実施時期に関する世論調査、あるいは地方自治体への調査の結果を公表しているところでございます。また、民法改正の公布を受けて、早々と成人式の対象年齢や、実施時期等の方針決定をされた都市もございまして、こうした動きが徐々に増えてきている状況でございまして、現時点で確認できた限りでは、2ページの上段に記載しておりますとおり、59都市が方針を公表しております。

なお、山口県内19市町では、今のところ公表しているところはありません。

成年年齢の引き下げまで、3年を切っており、今後対象となる本人や、準備を進めたい保護者、更には関連する業者を中心に、関心がますます高まっていくことが予想されておりまして、2ページの課題に記載しておりますとおり、本市におきましても和装関連の業者や商店街組合から、成人式の対象年齢は20歳が相応しいとする要望書が提出されているところでございます。

こうした諸々の状況を踏まえまして、成人式の対象年齢や実施時期等にかかる方針を、早期に公表し、周知を図っていく必要があると考えているところでございまして、去る8月2日に開催した社会教育委員会議において、各委員から伺った主な御意見を2ページの下段に掲載いたしているところでございます。また、3ページでは成人式の対象年齢について、従来どおりの20歳と、成年年齢引き下げ後の18歳に分けまし

	<p>て、それぞれのメリット、デメリットを独自に整理させていただいております。</p> <p>内容を比較いたしますと、20歳に開催するメリットは、18歳においてはデメリットになる。また、18歳に開催するメリットは、20歳においてはデメリットになるというような関係性が読み取れる状況になっておりまして、成人式の実施時期につきましても、同様な関係性となっているところがございます。</p> <p>続く4ページには成人式の趣旨や成人の日の成り立ち、そして本市成人式の概要と合併後の成人式の対象者数や参加状況について、参考にお示しをしております。</p> <p>本日は教育委員の皆さんから、成年年齢引き下げ以降の、令和4年度以降の本市成人式について、対象年齢、実施時期はどうあるべきかの御意見をいただければと存じます。御意見をいただいた後に、速やかに教育委員会としての方針案を整えまして、市長決裁による方針の確定を得て、9月の市長定例記者会見で発表する段取りを考えているところがございますので、御協議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>宮原教育長 職務代理者</p>	<p>それでは協議第2号について、御意見を伺いたいと思います。</p>
<p>横山委員</p>	<p>私は、成人式という名前を変更してでも、20歳に開催するのが良いのではないかと思います。単純に変えるなら、「二十歳の集い」ですよ。ね。</p> <p>高校3年生というのは一番忙しい時期です。学生は別ですけども、基本的には職業に就いている人も多し、同窓会的な行事にもなるということも資料にありますし、選挙権は18歳ですけども、タバコとかお酒は20歳ですから、20歳の自覚を持ってほしいということは思います。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>私も、3ページに書いてあるメリット、デメリットは、そのとおりだと思っていて、実際に18歳に変わった時のデメリットとしてよく聞くのは「美容院の予約を、中学生の頃からとっている」ということで、もし変わるのだったら早くに伝えないと、不都合が生じるのではないかと思います。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>この資料Dの2ページの上に他都市のことが書いてあるのですが、恐らく多くのところが20歳での実施なのかと思いますが、18歳で実施する場合に、どこの市が何月に実施するなど、示している方針がありましたら情報をお願いします。</p>
<p>佐内社会教 育課長</p>	<p>大分県の国東市が19歳で実施されるということが表に出ておりまして、18歳でされるということは国の調査では、2都市ほどあるということが出ておりますが、都市名は公表されていない状況でございます。ネットでも検索いたしましたが、全くヒットしない状況でございます。これは類推ではございますが、市町村の「村」で、規模がすごく小さく、</p>

	<p>対象者が非常に少ないところではないかと、推測いたしているところがございます。また、そういった関係で18歳の場合はいつされるのかというようなことも、分からない状況でございます。ただ、1月に実施したとしても、1月の成人式の日以降に生まれた方は17歳で成人式を迎えるということも、いかがなものかということもでございます。国東市はそのために、全員が18歳を迎えた後の19歳という形で、19歳を決められたという状況でございます。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>18歳で実施した場合の、17歳を含むほとんどの者が高校3年生の1月ということで、少しイメージできないというか、非現実的なところもあると思います。</p> <p>それから、これは私が賛成するものではありませんが、ほとんどの自治体は、学年という考え方で成人式をやっていると思うのですが、それはそれで、あり得ることだと思いますし、ある意味、中学校単位とした同窓会の場を提供するという意味合いもあると思うのですが、一方で、荒れた成人式といいますか、そのようなこともあったりして、行政の行う式として、これは与えられている課題からずれるかもしれませんが、過去にも、どのようなあり方、持ち方をしたらいいのかということもありまして、選択肢といいますか検討するものの一つとして、学年単位でやるのがいいのか、どうかということも少しは考えていいかと思っています。あまりに学年であるとか、中学校という単位が前面に出すぎた設定をすると、式典としてどうなのかと思います。</p>
<p>山本委員</p>	<p>佐々木委員の御意見と同じなのですが、自分自身が高校3年で成人式の案内を貰った時の感覚と、大学に入って貰った感覚を思い量るに、なんとなく高等学校で案内を貰うというのがピンとこないというか、経験がないからでしょうが、仮に貰ったとして、自分がどのような感覚を持つだろうかと想像した時に、自分が成人という言葉が持つ重みと、自分が持っている実体がマッチしないような気がします。一方で、今の時代の若者はすごいのだと。確かにいろいろな報道で目にするように、素晴らしい能力を持った若者がいて、もはや高校生ではないなと思うような、素地や素質を持った高校生も沢山いるのは確かです。昔に比べればよっぽど多いと思います。そんな子ども達が成人して歩いていく、起業する子だっています。</p> <p>そういう子ども達を成人とよんでも、悪くないと思いますけれども、大勢をひっくるめて考えた時には、最初に話したように、18歳に成人の案内を貰った時のギャップというのは、恐らく大きなものを感じる者の方が多いのではないかと。そうすると成人式というのは20歳を迎えるのが妥当であろうと思っています。</p> <p>ただ、今は、社会的に何をやっても大丈夫な時代ですから、そういう地区や地域が出てくるに違いないと思いますけれども、そこは様子を見</p>

	<p>て改善していかないと、今ここで、早々に「18だ」「20だ」というと、なんとなく道を踏み間違えるような気もしなくはないと思っています。</p>
竹内委員	<p>20歳ぐらいがいいと思います。18歳だとちょうど大学受験の時期と重なりますし、選挙にしても18歳の投票率は、あまりよろしくないということもありますので、18歳ぐらいでは、そこまで考えが至らないのではないのでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>仕事柄、普段から若い人達と一緒にいるのですが、20歳という歳は短大生にとっては就職をする歳ですし、大学生については、2年生から3年生になるところで急に大人になるなど感じています。</p> <p>また、18歳で法律的には選挙権があるから大人になるのかと言われてたら、例えば、車の免許も18歳になったら取れるけれど、それで一気に大人になるのかといったら、例えば、飲酒とかも許されて全てが大人として認められるのは、社会通念として20歳であると思うと、20歳という考え方の方が妥当だと思います。</p> <p>私の子どもは、今19歳ですけど、18歳で成人式というのは、受験の頃ですし、経済的なことも含めて難しいのではないかと思います。</p>
宮原教育長 職務代理者	<p>私も「20歳の集い」とか、「20歳を祝う会」というような形で、20歳で開催するのがよいと思います。18歳は受験や就職で大変な時なので成人式どころではないというのが、実態ではないだろうかと思います。</p> <p>選挙権があるとか、成人として認められるという意味では18歳で区切るということは、意義があることかもしれませんが、これはどちらが「正解」というのは無いと思いますが、社会の多くの人達が、18歳でいこうというか、20歳のままにしようというか、それが段々と、そういうふうに固まっていくのに時間がかかると思いますし、その変化に合わせていくということもあると思います。よっぽど「説得力のある意義」みたいなものを見つけないと難しいと思います。</p> <p>18歳で成人を迎える子ども達本人の自覚と、社会から求められるものが、18歳だということになれば、無理に20歳を続けることはないのかもしれませんが、18歳になった時の状況によるものと思います。成人になるということが、受験よりも大事だというようなことが社会的に共有できるような日がくれば、それはそれで変わると思います。</p> <p>どちらのメリットもデメリットも納得できますし、今の状況としては、成人式を行うということの中では、受験や就職の活動が終わって、皆が将来のことを見据えながら、久しぶりに会った同級生達と会うというようなことは、本人達にとってはとても大きなことだと思いますし、その意義もあると思います。</p> <p>いろいろな意義をしっかりと考えて、別のやり方を考えるということも選択肢の1つで、社会や成人を迎える人達の中で、気持ちが同じ方向を</p>

	<p>向いていない状況で、行政が無理やり、18歳で成人だから、18歳で式典を開催しましょうということは難しいと思います。「20歳の集い」という形で、しばらくは20歳の時に式を開催するというものでいいのではないかと思います。</p>
佐々木委員	<p>直接的な意見ではないかもしれませんが、多くの小学校で2分の1成人式を行っていると思います。それで、この成人式は18歳なのか、20歳なのかということもありますけど、こういうチャンスではあるので、これは一個人の意見ですが、2分の1成人式は、すごく感動的でもありますし、この成人式の意味も当然ありますが、2分の1成人式と連動するような形で行うということもありうるかと思います。</p> <p>連動させるというのは、いろいろなことがあるとは思いますが、親に対する手紙を書くということもやられていると思いますが、例えば、10歳の時に、20歳の自分に手紙を書いておくというようなこともあろうかと思います。9月に公表されるということで、あまり時間もありませんし、大掛かりなことにする必要はありませんけども、20歳なら20歳で決まったとしても、そういう連動性みたいなことの中で、点としてあるというよりも、線としてあるといいますか、そういうようなことがあってもいいのではないかと思います。</p>
佐藤委員	<p>自分への手紙というのは素晴らしいと思いますが、2分の1成人式で問題なのは、親の手紙を書く時に、全ての子ども達が、親に手紙を書きたい訳ではないということです。親がいない子どもは親の代わりとなる人ということもあるかもしれないですが。親に感謝ではない感情を抱いている子どもたちもいて、学校でその手紙を書かされることの辛さというのは、いろいろなところで問題になっているので、それを教育委員会からの強制ではありませんが、難しい問題をはらんでいるのではないかと思います。</p>
藤本教育部長	<p>この度、委員の皆様にお伺いすることになった経緯といたしましては、2022年に法律が改正されるということ踏まえ、特に女の子については、成人式に向けて準備をしなければいけない時期でございますので、ある程度は、行政の立場からお示しをしなければならぬ時期に入ったのではないかと感じており、これを将来的にコンプライトするというのではなく、現時点で、どうなのかということで、御意見をお伺いしたものでございます。</p> <p>アンケート等を実施するというのも考えられますが、これをやってしまうと、意見が分かれて收拾がつかなくなるのではないかと思います。こうなると、行政の責任でやってしまうというのがいいのではないかと。そして、その中で有識者の皆様の御意見をお伺いするのがベストであろうという考え方で、メリット、デメリットという形でお示しをさせていただいたところでございます。2022年はもうす</p>



	<p>ぐでございますので、早めにお示しするのが一番だろうと考えております。</p>
山本委員	<p>資料にある全国和装関連及び伝統文化関連70団体の要望書ですが、これは市の動きを察知して、要望したという話しではなく、全国的な流れから提出されたものですか。</p>
佐内社会教育課長	<p>全国の各市町に訪問されて、同じ内容の要望書を提出されている状況でございます。山口市だけということではございません。</p>
宮原教育長 職務代理者	<p>その他、御意見はございませんか。</p> <p>ないようでしたら、本日の付議案件については全て終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、こちらの第2会議室で、9月26日木曜日の午後2時からの予定でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和元年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>

署名	<p>上記のとおり相違ありません。 令和元年8月27日</p> <p>教育長 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>会議録調製 _____</p>
----	---